

射水市立大門小学校スクールバス運行業務委託仕様書

1 業務委託の名称

射水市立大門小学校（以下「大門小学校」という。）スクールバス運行業務委託

2 業務委託の場所

大門小学校区

3 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 バス又はワゴン車（以下「バス等」という。）の使用台数及び規格

受託者は利用見込みの児童数（別紙「大門小学校スクールバス利用児童見込み」）や道路幅等の交通制限に応じて、5台程度のバス等を提供し送迎を行う。

[令和6年度実績]

- ・45人定員バス 4台
- ・60人定員バス 1台

5 運行日数等

年間運行日数は220日以内とし、大門小学校の次に掲げる休業日を除く課業日にスクールバスを運行する。ただし、休業日にかかわらず、大門小学校の行事により、土曜日、日曜日、夏季休業日及び冬季休業日における学校登校日も運行することとする。なお、休業日に変更が生じた場合は、教育委員会及び大門小学校と十分に協議のうえ、適切に対応する。

(1) 休業日

- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・土曜日及び日曜日
- ・夏季休業日 7月25日から8月26日まで
- ・冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- ・学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(2) 夏季休業中の登校日（原則として午前）及び午後のプール開放については、それぞれ半日の運行とする。

日数：15日程度（うち登校日と午後のプール開放がどちらもある日は6日程度）

※令和6年度：登校日3日、プール開放日11日

(3) 運行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

6 運行経路及び時刻表

別紙「大門小学校スクールバス路線図」及び別紙「大門小学校スクールバス時刻表」のとおり5路線に分けて運行する。

- ・路線図（路線本数も含む。）及び時刻表は現在の予定であり、年度の時間割の変更や児童数の増減等の理由により大門小学校と協議の上、若干変更となる場合がある。
- ・上記の運行のほか、特殊な日（給食後の午後放課や太鼓の練習日等：年間30日程度）については、大門小学校と協議の上、運行を行う。
- ・始業式、卒業式等の学校行事やインフルエンザ等の学級閉鎖、緊急時及び災害時等において学校の授業時間が変更となった場合は、大門小学校が指示する時刻及びルートで運行業務を行う（年間10日程度）。

7 安全運行の遵守

児童の登下校時の送迎にあたっては、安全を第一とする。なお、万一事故等が発生した場合若しくは到着時刻より20分以上の遅れが出た場合は、大門小学校及び教育委員会へ連絡する。

8 その他特記事項

- (1) 運行業務に関して、適宜大門小学校と協議を行うこと。
- (2) 登下校等の児童の乗車時における保険に加入すること。
- (3) バスの故障等により運行できなくなった場合、受託者の責任で他のバスやタクシー等を代替し、原則として30分以内で対処すること。
- (4) 学校行事に合わせて、土曜日、日曜日の業務の振替ができることとする。
- (5) 本業務の運転手は、教育委員会が安全管理上支障がないと認める場合を除き、受託者の社員（アルバイト等を除く）で対応すること。
- (6) 受託者は、使用するバスの前列から3列目までの座席を防水仕様とすること。
※雨天時、1、2年生は雨合羽を着用するため。
- (7) 受託者は、契約期間の満了に伴い、新たな受託者に変更となるときは、運行上の留意点や危険箇所等など、運行業務に係る必要な情報の引継ぎを行うこと。
- (8) 受託者は、事前に登校時・下校時の運行経路の試験運行を行い、危険箇所を確認すること。
- (9) 受託者は、スクールバス運行協議会（年1回程度開催）で合意された事項については、誠意をもって対処すること。
- (10) その他、在籍児童の変動などによるルートや車両の変更など、スクールバス運行に係る必要な事項については、大門小学校及び教育委員会と協議すること。